

平成 30 年 度

公の施設の指定管理者監査結果報告書

(可児市老人福祉センター福寿苑)

平成 31 年 2 月 18 日

可 児 市 監 査 委 員

1. 監査の種類

地方自治法第 199 条第 7 項の規定による公の施設の指定管理者監査

2. 監査の対象

施設名 可児市老人福祉センター福寿苑
指定管理者 社会福祉法人 可児市社会福祉協議会
所管課 可児市福祉部高齢福祉課

3. 監査の実施期間

平成 30 年 9 月 25 日～平成 30 年 12 月 26 日

4. 監査の方法

平成 29・30 年度中に指定管理者が行った公の施設の管理の業務及びその出納関連の事務が効果的、効率的に行われているかを主眼におき、あらかじめ社会福祉法人 可児市社会福祉協議会(以下、「法人」という。)及び可児市福祉部高齢福祉課から提出された関係資料、帳票等の審査を実施するとともに、関係職員からその説明を受けるなどの方法により実施した。

5. 施設の概要

- (1)名称 可児市老人福祉センター福寿苑
(2)設置目的 高齢者に関する各種の相談に応じるとともに、高齢者に対して、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与する。
(3)所在地 可児市大森 347 番地 2
(4)建物概要 建築：昭和 58 年
構造：鉄筋コンクリート造
床面積：1,106.79 m²

6. 平成 29 年度利用状況・収支状況(平成 29 年度事業報告より)

○可児市老人福祉センター福寿苑

利用者数	30,823 人
------	----------

区 分	金 額
収入合計	2,883 万 0,758 円 (うち、指定管理料 2,875 万 0,000 円)
支出合計	2,858 万 5,016 円
収支状況	24 万 5,742 円

7. 監査結果

監査の結果、公の施設の管理の業務に係る出納関連の事務は、適正に執行されているものと認められた。

なお、当法人は平成 28 年 4 月 1 日から 5 年間、上記施設の指定管理者に指定されている。高齢者福祉を増進する施設として今後も適正な運営に務められたい。

平成 30 年 度

公の施設の指定管理者監査結果報告書

(ふれあいの里可児)

平成 31 年 2 月 18 日

可児市監査委員

1. 監査の種類

地方自治法第 199 条第 7 項の規定による公の施設の指定管理者監査

2. 監査の対象

施設名 ふれあいの里可児
指定管理者 社会福祉法人 可児市社会福祉協議会
所管課 可児市福祉部福祉支援課

3. 監査の実施期間

平成 30 年 9 月 25 日～平成 30 年 12 月 26 日

4. 監査の方法

平成 29・30 年度中に指定管理者が行った公の施設の管理の業務及びその出納関連の事務が効果的、効率的に行われているかを主眼におき、あらかじめ社会福祉法人 可児市社会福祉協議会(以下、「法人」という。)及び可児市福祉部福祉支援課から提出された関係資料、帳票等の審査を実施するとともに、関係職員からその説明を受けるなどの方法により実施した。

5. 施設の概要

- (1)名称 ふれあいの里可児
(2)設置目的 障害者総合支援法第 5 条に規定する障害福祉サービスを実施する
(3)所在地 可児市中恵土 2359 番地 70
(4)建物概要 建築：平成 8 年
構造：鉄筋コンクリート造
床面積：839.54 m²

6. 平成 29 年度利用状況・収支状況(平成 29 年度事業報告より)

○ふれあいの里可児

利用者数	49 人
(延べ利用者数)	(8,894 人)

区分	金額
収入合計	8,635 万 4,410 円 (うち、指定管理料 100 万 0,000 円)
支出合計	7,697 万 6,684 円
収支状況	937 万 7,726 円

7. 監査結果

監査の結果、公の施設の管理の業務に係る出納関連の事務は、適正に執行されているものと認められた。

なお、当法人は平成 28 年 4 月 1 日から 5 年間、上記施設の指定管理者に指定されている。障がい者福祉を増進する施設として今後も適正な運営に務められたい。

平成 30 年 度

公の施設の指定管理者監査結果報告書

(児童センター・児童館)

平成 31 年 2 月 18 日

可 児 市 監 査 委 員

1. 監査の種類

地方自治法第 199 条第 7 項の規定による公の施設の指定管理者監査

2. 監査の対象

施設名	広見児童センター	(指定期間：H28. 4. 1～H30. 3. 31)
	帷子児童センター	(指定期間：H28. 4. 1～H33. 3. 31)
	桜ヶ丘児童センター	(指定期間：H28. 4. 1～H33. 3. 31)
	兼山児童館	(指定期間：H28. 4. 1～H33. 3. 31)
	中央児童センター	(指定期間：H30. 5. 6～H33. 3. 31)
指定管理者	シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社	
所管課	可児市こども健康部子育て支援課	

3. 監査の実施期間

平成 30 年 10 月 24 日～平成 31 年 1 月 30 日

4. 監査の方法

平成 29・30 年度中に指定管理者が行った公の施設の管理の業務及びその出納関連の事務が効果的、効率的に行われているかを主眼におき、あらかじめシダックス大新東ヒューマンサービス株式会社(以下、「法人」という。)及び可児市こども健康部子育て支援課から提出された関係資料、帳票等の審査を実施するとともに、関係職員からその説明を受けるなどの方法により実施した。

5. 施設の概要

- (1)名称 可児市児童センター・児童館(広見児童センター、帷子児童センター、桜ヶ丘児童センター、兼山児童館、中央児童センター)
- (2)設置目的 子どもに健全な遊びや創意工夫を凝らして活動できる居場所を提供することにより、その健康を増進し、また情操を豊かにする。
- (3)所在地 広見児童センター : 可児市広見 1688 番地
帷子児童センター : 可児市東帷子 1024 番地 6
桜ヶ丘児童センター : 可児市皐ヶ丘 6 丁目 1 番地 1
兼山児童館 : 可児市兼山 674 番地 1
中央児童センター : 可児市下恵土 5076 番地

(4) 建物概要 広見児童センター

建 築：昭和 46 年

構 造：コンクリートブロック造

床面積：401.85 m²

帷子児童センター

建 築：昭和 58 年

構 造：鉄筋コンクリート造

床面積：409.07 m²

桜ヶ丘児童センター

建 築：平成 4 年

構 造：鉄筋コンクリート造

床面積：449.15 m²

兼山児童館

建 築：平成 14 年

構 造：鉄骨造

床面積 可児市観光交流館：1,190.17 m²

(うち兼山児童館分：211.30 m²)

中央児童センター

建 築：平成 30 年

構 造：鉄骨造

床面積 子育て健康プラザ西棟：5,294.52 m²

(うち中央児童センター分：568.41 m²)

6. 平成 29 年度利用状況・収支状況(平成 29 年度事業報告より)

○児童センター(広見・帷子・桜ヶ丘)・兼山児童館

施 設	利 用 者 数
広 見	12,873 人
帷 子	14,825 人
桜ヶ丘	22,807 人
兼 山	8,116 人
合 計	58,621 人

区 分	金 額
収入合計	4,751 万 1,000 円 (うち、指定管理料 4,751 万 1,000 円)
支出合計	4,909 万 9,656 円
収支状況	△158 万 8,656 円

7. 監査結果

監査の結果、公の施設の管理の業務に係る出納関連の事務は、適正に執行されているものと認められた。

なお、当法人は平成 28 年 4 月 1 日から 5 年間（広見児童センターについては平成 28 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日まで、中央児童センターについては平成 30 年 5 月 6 日から平成 33 年 3 月 31 日まで）、上記施設の指定管理者に指定されている。児童福祉を増進する施設として今後も適正な運営に務められた